

新潟県議会ICカード管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年7月12日

新潟県議会議長 楡井 辰雄

新潟県議会規程第5号

新潟県議会ICカード管理規程の一部を改正する規程

新潟県議会ICカード管理規程（令和6年新潟県議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（カードの管理）</p> <p>第3条 カードの管理に関する事務及びその事務を総括する者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）カードの管守 <u>議会事務局総務課長</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（カードの事故に関する報告）</p> <p>第6条 管理者は、カードの紛失、損傷、不正使用その他の電子署名が危険にさらされる疑いが生じたときは、速やかに<u>議会事務局総務課長</u>及びICT推進課長に届け出なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（カードの管理）</p> <p>第3条 カードの管理に関する事務及びその事務を総括する者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）カードの管守 <u>法務文書課長</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（カードの事故に関する報告）</p> <p>第6条 管理者は、カードの紛失、損傷、不正使用その他の電子署名が危険にさらされる疑いが生じたときは、速やかに<u>法務文書課長</u>及びICT推進課長に届け出なければならない。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。